

旅館業法改正について

令和4年10月7日に、新型コロナなど感染症の流行時に、発熱で感染が疑われるのに病院受診の求めに応じず、感染確認をしないなど、感染防止策を正当な理由なく拒んだ客の宿泊を、旅館やホテル側が拒否できるようにする旅館業法改正案を閣議決定しました。

また、感染症患者らへの不当な差別につながらないよう従業員に研修をすることも努力義務として盛り込むとした。

現行の旅館業法は、宿泊拒否要件を「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる時」としており、発熱などの症状だけでは該当しない。

宿泊客に感染対策への協力を求める根拠規定もなく、従業員らの安全確保のため法改正を求める声が反映された形だ。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221007/k10013851541000.html>

○閣議決定ですので、今後臨時国会に提出して成立する流れになると予想されます

この改正のポイントは……

- ①マスクの着用や、消毒などに協力しない宿泊者は宿泊拒否出来る
- ②発熱した状態など、感染が疑われる場合は病院での受診を要請出来、拒否した場合は宿泊拒否出来る

※令和4年10月時点で、国会で改正案が可決された訳ではありません

国会にて成立するまで宿泊拒否に関しては、旅館業法第5条違反となり、罰則規定が御座いますので、国会にて法案成立が行われるまで十分ご注意ください。